

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について(平成27年度決算ベース)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度の大間町の一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 47,910 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 821,499 千円

(単位:千円)

事業名(目)	平成27年度 決算額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	229,923	77,335	0	963	13,500	138,125
	老人福祉費	21,136	1,420	0	1,144	1,654	16,918
	児童福祉総務費	4,930	2,285	0	20	234	2,391
	児童措置費	149,089	110,979	0	17,064	1,874	19,172
	保育所費	70,367	0	0	10,594	5,322	54,451
	小 計	475,445	192,019	0	29,785	22,584	231,057
社会保険	介護保険事業	80,436	0	0	0	7,162	73,274
	国民健康保険事業	165,490	45,342	0	0	10,698	109,450
	後期高齢者医療事業	20,298	12,997	0	0	650	6,651
	小 計	266,224	58,339	0	0	18,510	189,375
保健衛生	保健衛生総務費	59,157	2,441	0	0	5,050	51,666
	予防費	20,673	833	0	0	1,766	18,074
	小 計	79,830	3,274	0	0	6,816	69,740
合 計	821,499	253,632	0	29,785	47,910	490,172	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業費(目)に要する一般財源の比率に応じてあん分。